

函 農 企

令和4年(2022年)3月2日

経済建設常任委員会委員各位

農 林 水 産 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を参考配付いたします。

記

上告提起事件および上告受理申立て事件（私有林の市による誤伐採に係る損害賠償請求）に係る最高裁判所の決定について

（農林水産部企画調整課）

上告提起事件および上告受理申立て事件（私有林の市による誤伐採に係る損害賠償請求）に係る最高裁判所の決定について

1 事件名

最高裁判所 令和*年（*）第****号

最高裁判所 令和*年（*）第****号

（原審：札幌高等裁判所 令和*年（*）第**号）

2 上告人兼申立人

七飯町に在住する70歳代の男性

3 被上告人兼相手方

函館市（代表者 函館市長 工藤壽樹）

4 最高裁判所の決定内容（令和4年2月18日決定）

（1）本件上告を棄却する。

（2）本件を上告審として受理しない。

（3）上告費用および申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

5 訴訟の経過

本件は、本市が市有林と誤認して行った伐採行為により原告が受けた損害として、6,023,414円の支払いおよび本件山林の原状回復工事等を求め、当該原状回復が不能である場合には、6,500,000円の支払いを求めて平成30年4月25日、函館地方裁判所に訴訟が提起されたものである。

第一審判決では、原告が求めていた調査費用等の一部が含まれた1,165,794円の支払いを認めたものの、その余の請求はいずれも棄却された。

原告は、これを不服として令和3年2月26日、札幌高等裁判所に控訴を提起したが、第二審でも棄却されたため令和3年8月27日、最高裁判所に上告の提起および上告受理の申立てをしたところであり、このたび、上告の棄却および上告受理申立ての不受理が決定され、第一審判決が確定したものである。

6 第一審判決の内容（令和3年2月16日判決）

（1）被告は、原告に対し、1,165,794円およびこれに対する平成30年5月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

（2）原告のその余の請求をいずれも棄却する。

（3）訴訟費用はこれを10分し、うち1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

7 市の対応

最高裁判所の決定により本件訴訟が終結となることから、損害賠償金の支払い手続きを進める。